

## 第7章 届出制度について

### 7-1. 居住誘導区域

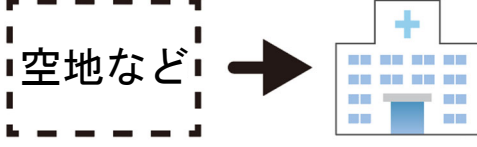
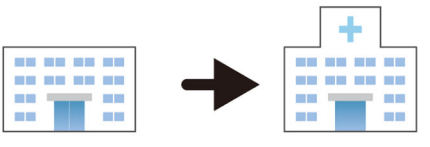
都市再生特別措置法第88条第1項に基づき、居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届け出が義務付けられています。

開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	<b>届出必要</b> ①の例示 3戸以上の開発行為  <b>届出必要</b> ②の例示 1,200㎡かつ 1戸の開発行為  <b>届出不要</b> 800㎡かつ 2戸の開発行為 
建築等行為	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物の改築または用途変更により3戸以上の住宅とする場合	<b>届出必要</b> ①の例示 3戸の建築行為  <b>届出必要</b> ②建築物の改築または用途変更により3戸以上の住宅とする場合  <b>届出不要</b> 1戸の建築行為 
届け出の時期	・開発行為等に着手する30日前まで	

### 7-2. 都市機能誘導区域

都市再生特別措置法第108条第1項に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届け出が義務付けられています。

また、都市再生特別措置法第108条の2第1項に基づき、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合には、市長への届け出が義務付けられています。

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合	
	② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合	
届け出の時期	・開発行為等に着手する30日前まで ・誘導施設を休止又は廃止しようとする日の30日前まで	